

平成31年2月8日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第13号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の税率が10パーセントに引き上げられることから、対象となる使用料等について、消費税を適切に転嫁する必要がある。

2 改正の概要

ゴルフ場の利用料金については、消費税の転嫁対象となることから、この度の税率引き上げに伴い、当該利用料金を規定する川崎市都市公園条例の一部改正を行い、税率の引上相当分の改定を行う。

（利用料金）

種別	単位	金額	
		現行	改正後
ゴルフ場	1人1回	19,540円	19,900円

3 利用料金の考え方

（1）現行の利用料金

利用時期に応じて8,800円から18,000円までの間で設定（消費税相当額を含む。）

（内訳）ゴルフコース及びクラブハウスの利用料

別途、キャディ、カートの利用料、ゴルフ場利用税、緑化等協力金を徴収

（2）条例改正の経過

- 平成24年 3月 指定管理者制度導入のため、ゴルフ場の利用料金を規定
1人1回 19,000円（消費税5パーセント相当額を含む。）
- 平成25年12月 消費税率8パーセントへの引き上げに伴い、ゴルフ場の利用料金を改定
1人1回 19,540円

（3）改定額の算出方法

ゴルフ場の利用料金の税抜き額に100分の110を乗じ、10円未満を切り捨てた額とする。

4 施行期日

平成31年10月1日

5 経過措置

改正後の利用料金については、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

川崎市都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市都市公園条例 昭和32年 3 月29日 条例第 6 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 都市公園の設置 第 1 節 都市公園の設置に関する基準（第 2 条の 2～第 2 条の 4） 第 2 節 移動等円滑化のために必要な基準等（第 2 条の 5～第 2 条の16） 第 3 章 都市公園の管理（第 3 条～第18条の 4） 第 4 章 雑則（第19条～第28条） 第 5 章 委任（第29条） 附則 （利用料金） 第 8 条の 2 第 7 条第 2 項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が定めるものと	○川崎市都市公園条例 昭和32年 3 月29日 条例第 6 号 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 都市公園の設置 第 1 節 都市公園の設置に関する基準（第 2 条の 2～第 2 条の 4） 第 2 節 移動等円滑化のために必要な基準等（第 2 条の 5～第 2 条の16） 第 3 章 都市公園の管理（第 3 条～第18条の 4） 第 4 章 雑則（第19条～第28条） 第 5 章 委任（第29条） 附則 （利用料金） 第 8 条の 2 第 7 条第 2 項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が定めるものと

改正後					改正前								
する。					する。								
種別			単位		種別			単位		金額			
パークボール場			1 人 1 回		パークボール場			1 人 1 回		500円			
バーベキュー広場			1 人 1 日		バーベキュー広場			1 人 1 日		6 歳以上の者 500円			
ゴルフ場			1 人 1 回		ゴルフ場			1 人 1 回		19,900円			
野球場（富士見公園 に設けるものに限 る。）			1 回（2 時間以内）		野球場（富士見公園 に設けるものに限 る。）			1 回（2 時間以内）		2,500円			
球技 場	入場 料そ の他 これ に類 する 料金 を徴 収し ない 場合	全面 利用 4 分 の 3 面利 用	1 回（1 時間以内）		18,140円		球技 場	入場 料そ の他 これ に類 する 料金 を徴 収し ない 場合	全面 利用 4 分 の 3 面利 用	1 回（1 時間以内）		18,140円	
		半面 利用	同（同）		17,280円				半面 利用	同（同）		17,280円	
		4 分 の 1 面利 用	同（同）		8,640円				4 分 の 1 面利 用	同（同）		8,640円	
	入場料その他 これに類する 料金を徴収す る場合		同（同）		33,230円		入場料その他 これに類する 料金を徴収す る場合		同（同）		33,230円		
球技場照明施設			1 基 1 回（同）		10,800円		球技場照明施設			1 基 1 回（同）		10,800円	

改正後						改正前					
球技場特別室	1箇所 (同)		1回		1,620円	球技場特別室	1箇所 (同)		1回		1,620円
	球技場放送室		1回 (同)		1,510円		球技場放送室		1回 (同)		1,510円
	球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)		1,510円		球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)		1,510円
	球技場関係者室		1箇所 (同)		1,080円		球技場関係者室		1箇所 (同)		1,080円
	多目的屋内施設会議室		同 (同)		1,850円		多目的屋内施設会議室		同 (同)		1,850円
	多目的屋内施設シャワー室		同 (同)		8,640円		多目的屋内施設シャワー室		同 (同)		8,640円
	多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)		930円		多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)		930円
	多目的屋内施設多目的室		同 (同)		2,470円		多目的屋内施設多目的室		同 (同)		2,470円
駐車場	生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	200円	駐車場	生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	200円
			1回	超過時間30分までごとに	100円				1回	超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車	1台	1時間まで	500円			準中型自動車	1台	1時間まで	500円
		中型自動車 大型自動車		超過時間30分までごとに	250円			中型自動車 大型自動車		超過時間30分までごとに	250円

改正後							改正前						
		富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円			富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円
			準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円				準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。							備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。						
4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。							4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。						